

# チリの民営化政策：水道事業の民営化問題\*

道 下 仁 朗†

## 1 はじめに

チリは、1974年のピノチェト軍事政権以来、一貫して新自由主義に基づく経済改革を推し進め、経済成長を遂げてきた。また、その傾向は1990年の民政移管による中道左派政権の樹立以後も劇的に変わることはなく、所得分配の問題に政策の重心を移しながらも、基本的には市場経済メカニズムに依拠した経済運営が今日まで行われてきた。新自由主義に基づく経済改革にはマクロ経済改革とミクロ経済改革があり、特にミクロ経済改革としては、金融市場自由化、貿易自由化、民営化などが挙げられ、チリはいずれの分野においても早くから改革を進めてきた。例えば、貿易自由化に関しては、アジェンデ政権期に実施された高関税による保護政策が、ピノチェト政権以後急激に引き下げられ、債務危機の一時期を除いて平均関税率は一貫して低下し、さらに各国と自由貿易協定を締結することによって貿易利益を享受してきた<sup>1)</sup>。貿易自由化の傾向は1990年代も一貫しており、中道左派政権の成立によって保護貿易政策に回帰するというような現象はチリにおいては見られなかった。

民営化についても、チリは1974年以降強力に民営化を推進してきた国である。1970～73年のアジェンデ社会主義政権下で政府に接収された企業を民間に返還するだけでなく、電力や通信、鉄鉱山などの基幹産業に至るまで、今日

---

\* 本稿は、2003年度松山大学特別研究助成の成果の一部である。

† e-mail: michi@cc.matsuyama-u.ac.jp; phone (089)925-7111

1) チリの貿易政策については、細野 (2002)、道下 (2004) 参照。

まで3回にわたり大規模な民営化政策が推し進められてきた。3回のうち、最近の1回は中道左派政権の下で行われており、貿易自由化同様、民営化についても現在まで一貫した政策が続けられていることは、チリ経済の特質の一つであると言えるだろう。

最も新しい民営化政策はフレイ政権下の1994年からラゴス政権下の現在まで続いており、中でも主要な案件としては、水道事業（上下水道）の民営化が挙げられる。水道事業の民営化は、ピノチェト政権下でも計画されたが実施に至らず、実際に民営化が開始されたのは、フレイ政権になってからである。この時期に民営化されたのは、首都圏や大都市圏の水道事業会社で、地方の水道事業会社についても順次民営化される予定であった。しかしながら、2000年に現在のラゴス政権が成立すると、水道事業の民営化に対する政権内部の不安などが原因で、それまで株式の売却によって行われてきた民営化が、事業のみを一定期間委託し所有権を政府に残す「コンセッション方式」に転換され、残る地方の水道事業はコンセッション契約によって民営化されることとなった。したがって、チリの水道会社は異なる民営化方式が混在することとなったのである。

本稿では、1995年から始まり、2004年に完了したチリの水道事業の民営化プロセスを概観することを目的としている。チリの民営化政策については、多くの先行研究があり、1990年までの民営化問題については、Hachette and Lüders (1993) が最も包括的な研究書である。また、電力・通信等の主要産業の民営化問題については、細野 (1998)、Molano (1997)、北野 (2002)、上嶋 (2001)、Bitrán et al. (1999) などが、また政治経済学的観点からのチリの民営化政策を論じたものとして、Schamis (2002) がある。一方、水道事業の民営化については、最も包括的な研究として、Oxman and Oxer (2000) がある。ラゴス政権下の水道事業の民営化に関する文献は、現在ほとんど存在しない。また、水道事業民営化を扱った邦語文献もほとんどないのが現状である。本稿の構成は次の通りである。第2節では、チリの民営化政策を概観する。第3節

ではチリの水道事業民営化の経緯について紹介する。第4節では水道事業の民営化に関わる問題点を指摘し、結語に代える。

## 2 チリの民営化

本節では、チリの民営化について、民営化政策が始まる1974年以前と以後に分けて、主な経緯を述べる。民営化が本格的に始まる直前に、GDP比39パーセントもあった国有企業の活動は、1998年には9パーセントにまで減少した。チリの民営化は、先進国でも類を見ないほど急速に進められたといえるであろう。

### 2.1 民営化前夜：1973年まで

チリは20世紀前半を通じて、GDPに占める国有企業の価値が他のラテン・アメリカ諸国やヨーロッパよりも高い国であったが、国有企業の役割については、民間の経済活動を補完するものとして定義されていた。チリの国有企業を管理していたのは、1939年に創設された産業振興公団(Corporación de Fomento a la Producción, CORFO)であり、その目的は、「多様な生産的な活動を調整することによって国の開発を企画し、公営企業の創設と民間部門への金融支援を通じて、投資を実行することを目指すもの」とされている<sup>2)</sup>。実際、1930年代末から1950年代初頭にかけて、CORFOの投資額は国内投資総額の4分の1に達していた<sup>3)</sup>。

チリ経済における国有企業の比重が急激に増加したのは、1960年代後半の Frei 政権下で、この時期にチリの主要産業である銅鉱山の国有化が達成されている。また、電力などの主要産業についても国有化が行われた。さらに、この状況に拍車をかけたのが、1970～73年のアジェンデ社会主義政権で、主要な経済活動のほとんどについて、国有化が断行された。この結果、特にアジェ

---

2) 細野 (1998), p. 227.

3) Drake (1993), p. 109.

表1：国有企業数とGDP比率（1970～1998年）

	1970	1973	1983	1989	1998
1. CORFO 関連企業	46	571	24	24	22
(a) CORFO 子会社	(46)	(228)	(23)	24	22
(b) CORFO 介入会社	—	(325)	( 0)	0	0
(c) 銀行	( 0)	( 18)	( 1)	0	0
2. その他の国有企業	20	22	21	18	13
3. その他政府系金融機関	2	2	2	2	2
4. 銅公団 (CODELCO)	0	1	1	1	1
計	68	596	48	45	38
付加価値のGDP比	不明	39.0	24.0	12.7	9.0

出所：Hachette (2000), p.114。

ンデ政権の時期に国有企業の比重は劇的に高まった。政権発足直後の1970年に68社であった国有企業は、政権崩壊直前の1973年9月時点で596社まで増え、GDPに占める国有企業の付加価値は、1970年の14.2パーセントから、1973年には39パーセントにまで達していた（表1）。

1973年9月に、アジェンデ社会主義政権を倒して政権を掌握したピノチェト軍事政権は、経済面においては、徹底した新自由主義に基づく改革を実施した。改革の分野は多岐にわたり、国有企業の民営化もそれに含まれる。一般的に、国有企業の民営化は、社会政治的・経済的な目的を達成するために計画される政策の一環として実施されるべきものとされているが、実際には財政上の理由などによって行われることが多い。チリの場合、その目的は民営化が行われた時期によって異なり、現在では3つのステージに分けて説明されるのが主流となっている。第1期はピノチェト政権誕生直後の1974年から、債務危機発生後の1983年まで、第2期は債務危機後の1984年から1989年まで、そして文民政権発足4年後の1994年から現在に至るまでの第3期である。

## 2.2 民営化第1期（1974～1983年）・第2期（1984～1989年）

第1期の民営化<sup>4)</sup>の目的は、アジェンデ政権下において強制的に国有化された企業を、元の所有者に変換することであった。ただし、国有化されていた期間に逸失した利益や技術力、労働力に関しては、その補償を政府に要求しないことを条件とした。また、それとは異なり、金融機関などの民営化も行われた。その結果、1973年9月に596社あった国有企業は、第1期の終わる1983年時点で48社にまで減り、GDPに占める国有企業の付加価値は、1983年に24パーセントに減少している。

第2期の民営化は、1982年の債務危機を克服した後の1984年から始まる。この時期の民営化の特徴は、電力などの主要なインフラ産業の民営化が進められたこと、債務危機下で政府が介入した企業を再度民営化したことの2つである。これらの民営化によって、ピノチェト政権が事実上幕を閉じる1989年時点において、国有企業数は45、GDPに占める付加価値の割合は12.7パーセントとなった。

## 2.3 第3期：1994年～現在まで

1990年に発足した中道左派のアイルウィン政権下では、民営化は一時的に停滞しており、実質的に第3期の民営化が始まったのは、次のフレイ政権発足後である<sup>5)</sup>。民営化の目的としては、規制と競争の関係改善とされているが、実際には、財政上の理由からで、特に教育分野などへの支出増に対応するためであったとされる。この時期に民営化された主な企業は、LAN CHILE（国営航空）、COLBUN、EDERNOR（ともに電力）などで、1990～1998年の売却総

---

4) 第1期と第2期の民営化の詳細については Hachette and Luders (1993) および細野 (1998) を参照。

5) ただし、エイルウィン政権下においても民営化は行われている。Hachette (2000) は、第3期の民営化を1990年からとし、エイルウィン政権とフレイ政権の期間を分け、後者が本格的に民営化を開始したとしている。エイルウィン政権下の1990年から93年までの民営化の規模は売却額で6,600万ドルであったのに対し、本格的に民営化を再開したフレイ政権1年目の1994年だけで5億3,260万ドルもの国有企業の売却が行われている。

額は13億2,050万ドルに達した (Hachette (2000), p. 126)。

民営化プロセスは2000年に成立したラゴス政権においても継続することになるが、民営化にともなう様々な弊害に対する批判が中道左派連立政権内から起こり、ラゴス政権はそれまでの民営化プロセスを見直すことを決定、例えば後述する水道事業の民営化に関しては、所有権を国に残したまま、20~30年の事業委託を行うという、いわゆる「コンセッション契約」方式に転換する方針をとった。

### 3 水道事業の民営化

この節では、チリの水道事業が民営化されるプロセスについて述べる。水道事業の民営化は、ピノチェト政権下ですでに計画されたものの、実質的に民営化が開始されるのは1995年になってからである。2004年までの9年間で、方式の混在が見られるものの、事実上チリの上下水道は民間企業によって運営されることになった。

#### 3.1 民営化の経緯(1)~1999年まで

チリにおける水道事業は、19世紀半ばから20世紀半ばに至るまで様々な公的部門によって運営されてきたが、1977年にそれらを統合して、SENDOS社 (Servicio Nacional de Obras Sanitarias) とESVAL社 (Empresa de Obras Sanitarias de Valparaíso S. A.)、EMOS社 (Empresa Metropolitana de Obras Sanitarias S. A.) の各国営企業が設立された。ESVAL社は第5州、EMOS社は首都圏州を事業地域とし、他の地域に関しては、SENDOS社が事業を行った。

水道事業の民営化に関しては、ピノチェト政権末期に既に計画されており、1988年から1989年にかけて、上下水道セクターの参入自由化に関する法令が整備された。さらに1990年には、この部門における規制に関する各種法令が整備された<sup>6)</sup>。また、1989年の各種法改正により、チリの各州に一つずつ、計13社の事業会社がCORFO子会社として設立された (表2)。しかしなが

表 2：チリの主な水道事業会社（1999 年）

州	略 称	名 称
1	ESSAT	Empresa de Servicios Sanitarios de Tarapacá S. A.
2	ESSAN	Empresa de Servicios Sanitarios de Antofagasta S. A.
3	EMSSAT	Empresa de Servicios Sanitarios de Atacama S. A.
4	ESSCO	Empresa de Servicios Sanitarios de Coquimbo S. A.
5	ESVAL	Empresa de Obras Sanitarias de Valparaíso S. A.
6	ESSEL	Empresa de Servicios Sanitarios de Libertador S. A.
7	ESSAM	Empresa de Servicios Sanitarios de Maule S. A.
8	ESSBIO	Empresa de Servicios Sanitarios de Bio-Bio S. A.
9	ESSAR	Empresa de Servicios Sanitarios de la Araucanía S. A.
10	ESSAL	Empresa de Servicios Sanitarios de Los Lagos S. A.
11	EMSSA	Empresa de Servicios Sanitarios de aysén S. A.
12	ESMAG	Empresa de Servicios Sanitarios de Magallanes S. A.
首都圏州	EMOS	Empresa Metropolitana de Obras Sanitarias S. A.

出所：Superintendencia de Servicios Sanitarios（1999）。

ら、2.3 節で述べたように、この時期は民政移管直後のため民営化のプロセスはほとんど進行しなかった。唯一の例外として、1993 年 9 月に ESVAL 社が、自身の営業区域のうち Litoral Sur（南部沿岸地帯を区域とする水道事業）について 35 年のコンセッション契約を Aguas Quinta と結んでいる。Aguas Quinta は、チリの電力企業 Chilquinta とスペインの水道企業 Aguas de Barcelona の合弁企業で、Chilquinta が 80 パーセント、Aguas de Barcelona が 20 パーセントを出資している。（Arredondo and Mansilla（2000），p. 65, Business News Americas 各号）。

水道事業の民営化が本格的に開始されるのは、1994 年に発足したフレイ政権以降である<sup>6)</sup>。フレイ政権の認識は、低い上下水道普及率と下水処理施設の不

6) 1990 年 1 月に、価格に関する法、水道事業に関する一般法、水道事業規制当局（Superintendencia de Servicios Sanitarios（SISS））を創設する法がそれぞれ制定されている。

足を解消するために民間資本の導入が不可欠であるというものであり、1995年には議会に水道事業に関する民営化のための法案を提出している。審議は2年かかり<sup>7)</sup>、1997年11月に議会を通過、翌1998年2月に公布された。この新しい法律によって、政府は水道事業会社の株の65パーセントを売却できるようになった。一方で、規制に関する枠組みも強化され、10パーセント以上の株保有によって、政府が拒否権を発動できるようになっている。また、水道事業規制当局である *Superintendencia de Servicios Sanitarios (SISS)* の権限も大幅に強化された。

これらの法改正によってチリは、フレイ政権下において初めて水道事業の民営化を本格的に始動させることになった。最初の民営化は第5州の *ESVAL* 社で、株式の40パーセントを売却する方式による民営化が計画され、1998年12月に入札が行われた。応札した4社のうち、チリの電力会社 *Enersis* と英国の水道企業 *Anglian Water* の合弁企業 *Aguas Puerto*<sup>9)</sup> が、1億3,840万ドルで落札した。

続いて、首都圏州の *EMOS* 社が、1999年7月の入札で、スペインの水道企業 *Aguas Barcelona* と、フランスの水道企業 *Suez Lyonnaise des Eaux* の合弁企業 *Inversiones Aguas Metropolitanas* によって、売却対象となる株式の42パーセントに対し、9億6,400万ドルで落札され、民営化が実現した<sup>10)</sup>

さらに、第10州の *ESSAL* 社と第6州の *ESSEL* 社が1999年に株式の売却によって民営化された。*ESSEL* 社の民営化を例にとってみると、*ESSEL* 社は第

---

7) 本文で述べるように、本格的な民営化が始まる1998年以前は、1993年の *Litoral Sur* の民営化と同じタイプのコンセッション契約が第10州の *ESSAL* 社の事業区域内で行われ、水道企業 *Aguas Décima* が誕生している。

8) この間の経緯については、*Bitrán et al. (1999)*, pp. 381-384 を参照。

9) 入札当初の出資比率は *Enersis* が72パーセント、*Anglian Water* が28パーセントであったが、2000年8月に *Enersis* が *Aguas Puerto* の全株を *Anglian Water* に売却した。

10) 残りの株式のうち、約3パーセントが従業員、約1パーセントが零細投資家、約44パーセントが *CORFO* に所有されたが、入札後に増資を行ったため、*Inversiones Aguas Metropolitanas* の株保有比率は35パーセントになっている。*EMOS* 社の民営化プロセスに関しては、*Gómez-Lobo and Vargas (2001)* を参照。

6州（オイギンス州）を事業地域とし、1990年に設立された企業で、民営化が計画された1998年当時、上水道の契約件数が133,000、下水道については105,000の契約件数を有し、すべての事業を併せて約600,000のクライアントを有しており、当初は他州の水道企業同様、全株式のうち1パーセントをFisco、99パーセントをCORFOが保有していた。1999年7月に、国営企業管理局（SAE）がESSEL社の売却スキームについて、全株式のうち45パーセントを落札した民間企業に売却、10パーセントをESSEL社の社員に分配、10パーセントを株式市場で売却、残りの35パーセントを政府が引き続き保有すると決定した。その後、9月8日から17日までの間、入札ルール（bidding rule）が発行されたが、これを購入したのは10社である。続く10月に、予備入札申請が行われ、そのうち7社が申請手続きを行った（うち1社は後に申請を取り下げる）。1999年11月23日の正午に入札結果が公表されたが、5社が応札しており、最終的にはポルトガルの電力会社EDPと英国の水道会社Thames Waterの合弁企業Andes Surが、8,190万ドルで落札した（表3）。

表3：ESSEL社の入札状況

（単位は米百万ドル）

企業名（本社所在地）	購入	予備	入札	入札額
Larrain y Cia（Chile）	○			
Vivendi（France）とFCC（Spain）の合弁	○	○	○	45.8
Compañía Hispanoamericana de Servicios（Spain Agbar社）	○			
Urbaser（Spain）	○			
PDMC Servicios de Ingenieria（Chile）	○			
Andes Sur（Portugal）	○	○	○	81.9
Aguas del Pacifico（USA）	○	○	○	61.1
Aguas del Puerto（Chile）	○	○	○	50.8
Aguas del Chile（Portugal）	○	○	○	78.9
EMOS（FranceとSpain）	○	○*		
Dragadas（Spain）とUnion Fenosa（Spain）の合弁	○	○		

\*入札手続きを辞退。

出所：Business News Americas 各号。

結局、フレイ政権下においては主な国営水道事業13社のうち、ESSAL、ESVAL、EMOS、ESSELの4社が民営化されたことになる<sup>11)</sup>。また、第8州のESSBIO社については、2000年の政権交代後に民営化が行われるものとし、第7州のESSAM社と第9州のESSAR社についても、2000年中の入札が予定されていた。しかしながら、次節で述べるように、これらの民営化は、政権交代による民営化方式の転換によって、ESSBIO社のみ2000年に民営化が行われ、その他の各企業のスケジュールは大幅に変更されることになる。

### 3.2 民営化の経緯(2)～2000年以降

1994～1999年のフレイ政権における水道事業民営化の大きな特徴は、株式の売却によって民営化が実現していることである。これらはフレイ政権下における民営化スキームとすることができるが、2000年に誕生したリカルド・ラゴス政権は、このスキームをそのまま引き継がず、新たにコンセッション契約による方式を採用した。

スキームを転換した背景としては、フレイ前大統領が中道左派のキリスト教民主党 (Partido Democrata Cristiano, PDC) 出身であったのに対し、ラゴス大統領がより左派的性格を持つ社会党 (Partido Socialista, PS) 出身であることから、連立政権内部における社会党の発言力が増大したことが挙げられる。ラゴス大統領就任直後の2000年5月には、社会党の上院議員が水道事業民営化の継続を批判するコメントを出し、フレイ前大統領の母体であるキリスト教民主党内部においても民営化に対する慎重論が出るなど、論争が拡大した。民営化反対論者の論点は、①水道のような基本的なサービスは政府の管理下に保つべきである、②民営化は、過度に経営権を(主な買収先である)外資に集中させてしまう、③民営化後に、不要な料金値上げや大規模なレイオフが発生する可能性があり、それに対する政府の規制があまりにも弱い、というものである<sup>12)</sup>

11) もともと、Aguas Décima, Aguas Quintaの他、小規模市町村を事業区域とする企業が民営企業として水道事業を行っている。

表 4：水道事業各社の民営化状況

(単位は米百万ドル)

州	略称		売却先	売却額	入札日	契約日
1	ESSAT	C	Aguas Nuevas (Grupo Solari)	\$ 171.8*	2004.07.18	2004.08.30
2	ESSAN	C	Inmobiliaria Punta de Rieles (Grupo Luksic)	\$ 186	2003.11.21	2003.12
3	EMSSAT	C	Aguas Norte Grande (Chile's Icafal, Hidrosan and Vecta)	\$ 25	2003.12.23	2004.03.29
4	ESSCO	C	Esva	\$ 85.8	2003.11.21	2003.12
5	ESVAL	S	Aguas Puerto (Chile's Enersis (72%) and Anglian Water (28%))	\$ 138 (44%)	1998.12.22	1999.04.15
6	ESSEL	S	Andes Sur (EDP and Thames Water)	\$ 81.9	1999.11.23	2000.03.24
7	ESSAM	C	Aguas Nuevo Sur (Thames Water)	\$ 171	2001.11.12	2001.12.18
8	ESSBIO	S	Thames Water	\$ 284 (42%)	2000.09.22	2000.12.14
9	ESSAR	C	Aguas Nuevas (Grupo Solari)	\$ 171.8*	2004.07.18	2004.08.16
10	ESSAL	S	Iberdrola	\$ 93.5 (51%)	1999.07.14	1999.11.09
11	EMSSA	C	Aguas Patagonia de Aysen (Icafal and Empresa de Servicios Sanitarios San Isidro)	\$ 7.71	2002.12.20	2003.02.28
12	ESMAG	C	Aguas Nuevas (Grupo Solari)	\$ 171.8*	2004.07.18	2004.09.06
首都	EMOS	S	Inversiones Aguas Metropolitanas (Spain's Aguas de Barcelona (Agbar) and France's Suez Lyonnaise des Eaux)	\$ 964 (42%)	1999.07.11	1999.09.14

売却額の括弧内は、売却株式の全株式に対する比率を表す。

\* 3社 (ESSAT, ESSAR, ESMAG) を併せた総売却額。

出所：Business News Americas 各号より作成。

これらの批判に対し、当初、ラゴス大統領は前政権のスキームを踏襲することを明言していたが、連立政権内部の議論を考慮した結果、他のラテン・アメリカ諸国の水道事業民営化や、チリ的高速道路の民営化に導入されていたコンセッション方式の検討を開始し、2000年3月23日にコンセッションの導入を

12) 'Water Works decision Upsets Frei,' *Santiago Times*, 2000年8月28日。

正式に決定した。コンセッション契約は、それまでの株式売却方式と異なり、所有権は政府に帰属し、投資や運営などの権限を民間企業に委託するもので、20～30年の有期契約が一般的である。チリでは、高速道路や空港の民営化に際して導入されているほか、アルゼンチンなどでは水道事業がこのコンセッション契約によって民営化されている。

コンセッション契約の導入が正式に発表されると、今度は、保守系の野党やビジネス界から批判が起こった。その主な論拠は、①これまで着実に経済改革を進めてきたにもかかわらず、その速度が停滞するとの印象を内外（特に海外投資家）に与えてしまい、資本流入の現象が懸念される、②コンセッション契約では、有期契約となるために、契約期間の末期においては民間企業が投資を行うインセンティブを持たなくなるため、利用者の不利益になる、などである<sup>13)</sup> しかしながら、その後方針は修正されず、以降の水道事業の民営化はすべてコンセッション方式によって行われた。

民営化スキームの転換中も、ESSBIO社については前政権のスキームのまま株式売却による民営化がスケジュールに沿って行われた。ところが、ESSAR社とESSAM社については、当初の予定である2000年中の入札が延期され、結果的にはコンセッション契約による初めての民営化モデルとなった。ここで、コンセッション契約によって民営化が行われた9社のプロセスについて、概観する。

**ESSAM社・ESSAR社（1回目）** ESSAR社とESSAM社の民営化については、ラゴス政権が発足した2000年3月の5ヶ月前に、フレイ前政権によって民営化の方針がすでに検討されていた。具体的には、2000年中に新政権がそれまでの民営化と同じ方式によって民営化を進めるものとしている<sup>14)</sup> また、

---

13) 'Cambios en la Privatización de Sanitarias Desincentiva Inversion,' *El Mercurio*, 2001年3月26日, 'Concesión de Sanitarias,' *El Mercurio*, 2001年3月27日。

14) 'Essar, Essam to Follow Essbio Privatization,' *Business News Americas*, 1999年11月10日。

その方針は新政権発足後においても変わらないと見られていたが、2000年5月に方式の見直しを検討することになり、2000年中の民営化は延期されることとなった。前節でも見たように、翌2001年3月には、株式売却方式からコンセッション契約方式への転換が決まり、ESSAR社とESSAM社が初めてのコンセッション契約による民営化ケースになると見られていた。

2001年6月12日に、ESSAR社とESSAM社の予備入札に関する入札ルールが公表・発売され、購入締め切り日の29日までに、22社が購入し、このうち11社が、7月23日に締め切りとなっていた予備入札の申し込みに応じた。しかしながら、本入札の入札ルールを14社が購入し、さらに入札期限を当初予定の10月26日から11月12日に延期したにもかかわらず、ESSAM社に応札したのはThames Water社の1社のみであった。入札額は1億7,100万ドルで、同社が30年間のコンセッション契約を獲得した。また、ESSAR社については、応札する企業がなかった。

**ESSAR社（2回目）・EMSSA社・ESMAG社** 2002年にコンセッション契約に関する入札が計画されたのはチリ南部の3社で、第11州のEMSSA社と第12州のESMAG社、前年11月の入札に失敗したESSAR社の3社が同時に入札されることになった。2002年7月には、予備入札に関するガイドラインが公表・発売され、9月の予備入札では12企業グループが申し込んでいる。本入札の締め切りは2002年10月25日に決められていたが、締め切り直前にESSAR社の開札が延期となり、ESSAR社のコンセッションは事実上2度目の失敗となった。EMSSA社とESMAG社についても、入札企業の入札額がいずれも予定額を下回り、失敗している。しかしながら、EMSSA社に関しては、2ヶ月後の2002年12月にコンセッション入札プロセスを再開し、12月23日に、チリの企業IcafalとEmpresa de Servicios Sanitarios San Isidroの合弁企業Agua Patagonia de Aysenが771万ドルでコンセッション契約を落札した。結局、この3社のコンセッション入札が成功したのはEMSSA社のみで、他の2

社については再び契約内容の見直しが行われることになった。

**ESSAT 社・ESSAN 社・EMSSAT 社・ESSCO 社** 2002年8月1日、北部4州（ESSAT 社（第1州）、ESSAN 社（第2州）、EMSSAT 社（第3州）、ESSCO 社（第4州））の水道事業のコンセッション契約に関する入札がスタートした。10月には、コンセッション契約のアドバイザーとしてBBVA-BHIFが指名されたが、予備入札に関するガイドラインが公表されたのは、翌2003年4月になってからである。7月の予備入札には11社が申請、8月には本申請に関するガイドラインが公表されたが、予定されていた10月の入札は、予備入札企業の要請によって延期され、11月21日に入札が締め切られた。

この入札では、チリのLuksicグループの子会社Inmobiliaria Punta de RielesがESSAN社を、第5州の水道事業会社ESVAL（チリの電力会社Enersisと英国の水道事業会社Anglian Waterの合弁であるAguas Puertoの運営）がESSCO社をそれぞれ落札したが、ESSAT社とEMSSAT社については、入札額が予定額を下回ったため、入札失敗となった。しかしながら、チリの国営企業管理当局（SEP）は、入札した企業に入札額の引き上げを打診、12月になってAguas Norte Grande（チリの企業Icafal, Hidrosan, Vectaによる合弁企業）が最も高い金額を提示し、最終的に落札となった。一方、ESSAT社については入札額を引き上げる企業が現れず、この時点における入札は失敗となった。

**ESSAT 社（2回目）・ESSAR 社（3回目）・ESMAG 社（2回目）** 北部4州のうち3州の事業会社のコンセッション契約が成立した結果、民営化もしくはコンセッション契約のいずれにも移行していない水道事業会社はESSAT社、ESSAR社、ESMAG社の3社のみとなった。政府はこれらの事業会社について、一つのパッケージとしてコンセッション入札を行うことを検討し、2004年1月に予備入札ガイドラインを公表した。最終的に、2004年6月の入札で、チリのSorariグループによるAguas Nuevasが、3社のコンセッション契約を

勝ち取った。これにより、チリの水道事業会社の民営化は、株式売却方式とコンセッション契約方式が混在しながらも、完了することとなった。

なお、2004年11月に、チリ政府はコンセッション契約によって事業委託を行った8社を合併する決定を行っている。事業が民間に委託されているために各事業会社を分割する必要性がないうえ、諸経費を圧縮するためとされている。

#### 4 水道事業民営化：現状と課題

本稿では、チリにおける民営化プロセスを概観し、特に1994年以降始まった水道事業の民営化プロセスの経緯に追った。ここで、このプロセスに関して考えられる課題について考察してみたい。

水道事業の民営化においては、他の産業同様あるいはそれ以上に規制に関する問題が重要視される傾向がある。水道事業がサunk・コストが大きいために自然独占の発生しやすい点は、電力や通信などの産業と同じであるが、それらと異なり、水道事業はより生存に不可欠で、衛生上の観点から、その供給には消費者の関心が非常に高いという問題がある。このことが、電力などの産業に比べ、民営化に対する抵抗が大きいという傾向を生み出していると思われる。このため、水道事業に関しては、より厳密な規制（regulation）が求められ、そのシステムに関する考察は非常に多い。

チリにおいては、Superintendencia de Servicios Sanitarios（SISS）が水道事業を規制する政府機関として存在し、すべての水道事業に関する管理業務を行っている。1990年1月27日に制定されたSISS法によって設立されたこの機関の主な目的は、(1)水道料金の規制、(2)水道部門の監視、の2つで、具体的な業務としては、技術的な規格の規制・料金規制・コンセッション契約レジームの適用・罰則の適用・法的助言などである。SISSの長官職は大統領による任命制で、他の政府機関からの独立性が強い機関となっているが、財政上の理由および料金規制上の理由から、公共事業省（Ministerio de Obras Públicas）や大蔵省（Ministerio de Hacienda）の影響を受けやすいという問題がある。

特に、料金規制の問題に関しては、かねてからチリにおいて水道事業の民営化に対する大きな不安の一つとして、民営化後に水道料金の値上げが行われるのではないかという懸念が示され、現実にも、初期に民営化された EMOS 社（現 Aguas Andins）や ESVAL 社では、民営化後に料金の値上げが実施されている。特に北部第1州の ESSAT 社の民営化に際しては、地元自治体による反対運動が展開された<sup>15)</sup>

これらの問題に対する理論的な分析が今後の課題として残される。また、水道事業に特有の規制問題と、チリの民営化プロセスにかかる規制問題のそれぞれにある特性を解明し統合することによって、チリの水道事業における民営化問題を具体的かつ理論的に分析する必要性が残されている。

#### 参 考 文 献

- Arredondo, Mauricio and Luis Mansilla (2000) “Características de la Industria Sanitaria”, in Sergio Oxman and J. Paul Oxer eds. *Privatización del Sector Sanitario Chileno: Análisis de un Proceso Inconcluso*, Santiago, Chile: Ediciones Cesoc.
- Bitrán, Eduardo, Antonio Estache, José Luis Guasch, and Pablo Serra (1999) “privatizing and Regulating Chile’s Utilities, 1974–2000: Successes, Failures, and Outstanding Challenges”, in Guillermo Perry and Danny M. Leipziger eds. *Chile: Recent Policy Lessons and Emerging Challenges*, Washington, D. C.: The world Bank.
- Drake, Paul (1993) “Chile, 1930–1958”, in Leslie Bethell ed. *Chile since Independence*: Cambridge University Press.
- Gómez-Lobo, Andrés and Miguel Vargas (2001) “La regulación de las sanitarias en Chile: una revisión del caso de EMOS y una propuesta de reforma regulatoria”, Serie Documentos de Trabajo177, Departamento de Economía, Universidad de Chile.
- Hachette, Dominique and Rolf Lüders (1993) *Privatization in Chile: An Economic Appraisal*, San Francisco, California: ICS Press.
- Hachette, Dominique (2000) “Privatizaciones: Reforma Estructural Pero Inconclusa”, in Felipe Larraín and Rodrigo Vergara eds. *La Transformación Económica de Chile*, Santiago, Chile: Centro de Estudios Públicos.
- Molano, Walter (1997) *The Logic of Privatization: The Case of Telecommunications in the Southern*

15) ‘Alcalde de Arica busca frenar la concesión de la empresa estatal Essat,’ *El Mercurio*, 2003年12月10日。

- Cone of Latin America* : Greenwood Press.
- Oxman, Sergio and J. Paul Oxer (2000) *Privatización del Sector Sanitario Chileno : Análisis de un Proceso Inconcluso*, Santiago, Chile : Ediciones Cesoc.
- Schamis, Hector (2002) *Re-Forming the State : The Politics of privatization in Latin America and Europe* : The University of Michigan Press.
- Superintendencia de Servicios Sanitarios (1999) “Informe Gestion Sector Sanitario 1999”, informe, Superintendencia de Servicios Sanitarios.
- 細野昭雄 (1998) 「チリの民営・民活化」, 堀坂浩太郎・細野昭雄・長銀総合研究所 (編) 『ラテンアメリカ民営化論：先駆的経験と企業社会の変貌』, 日本評論社.
- (2002) 「米州におけるリジョナリズムと FTA」, 研究叢書 59, 神戸大学経済経営研究所.
- 上嶋俊一 (2001) 「メキシコ電力セクターの現状と課題－民間の参入と改革の動きを中心として－」, 『ラテン・アメリカ論集』, 第 35 号. ラテン・アメリカ政経学会.
- 道下仁朗 (2004) 「チリの貿易自由化政策と相互主義戦略」, 『松山大学論集』, 第 16 卷, 第 5 号.
- 北野浩一 (2002) 「チリ民営化企業の域内成長と限界－電力企業ヘネル社の事例」, 『ラテン・アメリカ・レポート』, 第 18 卷, 第 1 号. アジア経済研究所.